

< 第1章 総 則 >

(名称・事務所)

第1条 本会は横浜市立若葉台中学校PTAと称し、事務所を学校内に設置する。

(会 員)

第2条 本会は本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。

第3条 会員はすべて平等の権利を有する。

第4条 会員は旭区PTA連絡協議会、横浜市PTA連絡協議会及び全国PTA連絡協議会の会員となる。

< 第2章 目的・活動および方針 >

(目 的)

第5条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

(活 動)

第6条 前条の目的達成のために次の活動を行う。

1. 生徒の教育について、保護者と教職員の緊密協力関係の確立につとめる。
2. 公教育を充実するために学校の教育環境整備につとめ、家庭教育の充実支援や地域社会等との連携を大切にするなど学校をとりまく生活環境の改善につとめる。
3. 教育に対する理解を深めるため、会員相互研修と親睦につとめる。
4. 地域における社会教育並びに成人教育を促し、目的達成に必要な活動を行う。
5. 活動期間は毎年総会から翌年の総会までとする。

(方 針)

第7条 本会は教育を本旨とする民主的・自主的団体として次の方針に従う。

1. 充実した教育ならびに福祉向上のために活動する他団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教等を支持したり、営利目的とする行為は原則行わない。
3. 学校の管理や人事に干渉しない。

< 第3章 会 計 >

(経 費)

第8条 本会の経費は会費およびその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第9条 会員は会費を納める。本会の会費は一世帯/月額400円とし、年/12ヶ月とする。

(予 算)

第10条 会費の運用は総会において承認された予算により行う。

(決 算)

第11条 本会の決算は会計監査を経て総会において承認を得る。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

＜ 第4章 組 織 ＞

（総 会）

第13条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関である。

第14条 総会は年1回（原則4月または5月）行い、会長がこれを召集する。

1. 臨時総会は会長もしくは運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合、会長がこれを召集する。ただし招集が困難と判断した場合には書面等、他の方法に代えて行うことができる。
2. 総会は以下の内容を審議する。
 - ・前年度の活動報告、決算の承認
 - ・今年度の活動計画、予算の承認
 - ・規約の改廃
 - ・その他重要事項
3. 総会の議案は総会の7日前までに会員に知らせる。

第15条 総会は全会員の過半数を定足数とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。決議は出席者数の過半数の同意を必要とする。

（運営委員会）

第16条 運営委員会は、本会役員・各種委員会正副委員長および校長をもって構成する。

第17条 運営委員会は次の業務を行う。

1. 各委員会より提案された諸計画の審議・検討および実施状況の報告
2. 活動計画案および予算案の審議・検討
3. 総会に提出する議案書の作成
4. 細則・規定の改正の審議・検討。改正の場合はただちに会員に知らせる。
5. その他必要事項

第18条 運営委員会の定足数は委員の過半数とする。

第19条 運営委員会は会長が召集する。ただし、委員の4分の1以上の要求があった場合も召集する。

（各種委員会）

第20条

1. 本会は次の委員会を常置委員会として設置する。
 - (1) 学年成人委員会
 - (2) 保健委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 校外委員会
 - (5) 推薦委員会
2. その他運営委員会が必要と認めた場合は、特別委員会を設けることができる。

第21条 各種委員会の委員の選出は次の通りとし、選出方法は細則に定める。

1. 各学年からの選出
 - (1) 学年成人委員
 - (2) 保健委員
 - (3) 広報委員
 - (4) 推薦委員
- } 原則として人数に関しては各学級数に準ずる

2. 各地域からの選出

(1) 校外委員 1名

第22条 各常置委員会は次の業務を分担する。

1. 学年成人委員会

学年・学級を中心とした諸活動および社会教育・福祉活動。

2. 保健委員会

校内での環境美化および地域における保健衛生活動。

3. 広報委員会

会報の発行、会員相互の意見交換・情報の伝達。

4. 校外委員会

校外での生徒の安全確保・生活指導、学校との連絡および地域における諸活動。

5. 推薦委員会

役員および会計監査委員の選出。

＊＊尚、会員は所属する委員会の枠を超え、互いに協力する。

第23条 各種委員会の正副委員長は、各委員会の互選により会長が委嘱する。

< 第5章 役員・会計監査 >

(役員)

第24条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名(保護者)
2. 副会長 2名(保護者)
3. 書記 3名(保護者2名・教職員1名)
4. 会計 3名(保護者2名・教職員1名)

第25条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。役員に欠員が生じた時は運営委員会で協議し選任する。補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第26条 役員の兼任は原則、特別の事態を除き、認めない

第27条 役員は推薦委員会において選出し、全会員の過半数以上の有効票中、過半数以上の承認により決定する。

第28条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。
3. 書記は総会・運営委員会等の議事録の作成、諸会合の通知の発送、その他の庶務にあたる。
4. 会計はすべての会計事務を担当し、総会において決算報告を行う。

(会計監査委員)

第29条 本会は会計監査委員2名(保護者)をおく。

1. 会計監査委員は、総会の承認を得て決定し、選出および任期については役員に準ずる。
2. 年度末および随時に監査を行い、その結果を総会において報告する。

< 第6章 規約改正 >

第30条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

< 附 則 >

1. この規約は、平成19年4月1日より施行
2. この規約は、平成23年1月27日 一部改正
3. この規約は、平成25年5月24日 一部改正
4. この規約は、平成26年12月18日 一部改正
5. この規約は、平成30年6月2日 一部改正

横浜市立若葉台中学校PTA規約細則

＜ 第1章 会 費 ＞

- 第1条 1. 会費の納入は所定の方法による。
2. 家庭の事情その他により減免することができる。

＜ 第2章 学年からの委員の選出方法 ＞

- 第2条 年度末までに役員会が次年度委員を選出し、決定するようにつとめる。ただし、不足の場合は運営委員会にて公開抽選等の方法により決定する。

＜ 第3章 地域からの委員の選出方法 ＞

- 第3条 年度末までに、別添一 1 **運営委員会で定められたブロック制を参考に**次年度の校外委員を選出し、決定するようにつとめる。ただし、不足の場合は運営委員会にて公開抽選等の方法により決定する。

＜ 第4章 役員の選出方法 ＞

- 第4条 1. 推薦委員会が自薦・他薦の候補者を募り、本人の同意を得て候補者（定数）を推薦する。**ただし、不足の場合は運営委員会にて公開抽選等の方法により決定する。**
文書により氏名の公示をもって決定する。
2. 結果は、3月初旬までに全会員に報告する。

＜ 第5章 旅費規定等 ＞

- 第5条 1. 活動の為の交通費は原則としてバス・電車運賃を実費で支給する。
2. 社会見学等 PTA が主催する行事への教職員の参加費等は考慮する。

＜ 第6章 改 正 ＞

- 第6条 この細則の改正は、運営委員会において運営委員の3分の2以上の同意を必要とする。改正の結果は会員に報告する。

＜ 附 則 ＞

1. この細則は、平成19年4月1日より施行
2. この細則は、平成20年12月3日 一部改正
3. この細則は、平成23年1月27日 一部改正
4. この細則は、平成24年1月17日 一部改正
5. この細則は、平成26年12月18日 一部改正
6. この細則は、平成30年6月2日 一部改正
7. この細則は、令和2年2月21日 一部改正

横浜市立若葉台中学校PTA慶弔規定

＜ 第1章 総 則 ＞

第1条 この規定は、横浜市立若葉台中学校PTA会員および生徒に禍福が生じた場合 適用し、会員相互の気持ちを表すものとする。

＜ 第2章 慶 事 ＞

第1条 教職員が結婚したとき _____ 5,000円

第2条 教職員または配偶者が出産したとき _____ 5,000円

＜ 第3章 教職員の転退任 ＞

第3条 教職員が転任または退任のとき _____ 離任式花束3,000円

＜ 第4章 弔 事 ＞

第4条 会員死亡のとき _____ 5,000円と花輪または生花1基
教職員の家族死亡のとき

・ 配偶者 _____ 5,000円と花輪または生花1基

・ 父母子女 _____ 花輪または生花1基

在校生死亡のとき _____ 10,000円と花輪または生花1基

＜ 第5章 その他 ＞

第5条 会員ならびに生徒が傷病で1カ月以上休職・欠席したとき _____ 5,000円

第6条 会員および会員以外で本校に多大な貢献があったとき _____ 別途協議

＜ 第6章 補 則 ＞

第7条 該当会員は速やかに会計に報告し、その年度内に処理する。

第8条 その他、運営上必要と認めたときは、役員会で協議の上実施し、運営委員会で報告する。

第9条 返礼は一切受けないこととする。

第10条 この規定の運用にあたり慶弔の内容等を記録し、後の参考にし公平を期する。

第11条 慶弔規定の改正は運営委員会において審議し、運営委員の3分の2以上の同意を必要とする。改正の結果は会員に報告する。

＜ 附 則 ＞

1. この規定は、平成19年4月1日より施行
2. この規定は、平成20年6月18日 一部改訂
3. この規定は、平成30年6月2日 一部改訂

(別添-1)

地域からの委員選出の為の地区割り

地域からの委員は下記地区割りよりブロック制を参考に其々選出される。

- 第一自治会
 - 東自治会
 - 南自治会
 - 北自治会
 - 中央自治会
 - あかね自治会
 - 西自治会
 - ゆりのき自治会
 - とちのき自治会
 - もみじ自治会
 - 学区外地区
- (合計 11地区)
- 1・2丁目
- 3・4丁目

<附則>

1. この地区割りは、平成19年4月1日より施行
2. このブロック制は令和2年4月1日より施行